

新制度幼稚園の職員配置状況確認書の作成誤りについて

本市では、保育園や幼稚園等が自園に必要な職員数を算定するための職員配置状況確認書を作成・公表していますが、新制度幼稚園[※]向けに作成した確認書の内容に誤りがあり、一部の園において過剰な人件費の支出等が生じていたことが判明したことから、事案の概要及び今後の対応等につきまして、御報告致します。

※ 学校教育法に基づく幼稚園のうち、本市から施設型給付費を受給する幼稚園

1 事案の概要

(1) 確認書の運用

- ① 本市では、保育園や幼稚園等が各月月初の入所児童数等を入力することにより、自園に必要な職員数を算定することができる保育施設職員配置状況確認書（エクセルで作成した計算シート。以下「確認書」という。）を作成し、京都市情報館（本市公式ホームページ）にて公表している。
- ② 各園においては、確認書を基に、毎月の配置状況（過不足等）や給付費の加算等申請の必要性に関する自主点検を行っている。
- ③ また、本市においても、各園が毎月入力を行った当該確認書を年度末に提出するよう求め、必要な職員数や加算基準を満たさない月がある場合、給付費等の精算・返還を求めることとしている。

(2) 新制度幼稚園の確認書

- ① 平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度が適用される新制度幼稚園は、令和元年度時点では市内1か園のみであったところ、令和2年度以降、複数園に増加していく見込みであったことから、新たに新制度幼稚園向けの確認書を作成し、令和2年4月24日に京都市情報館へ掲載した。
- ② しかし、当該確認書のエクセルの関数には誤りがあり、これを用いると、必要職員数が過大に算定されて表示される状況が生じていた（別紙参照）。
- ③ 令和3年9月頃、本市として上記誤りを認識し、順次、対象園に上記誤りを伝え、正しい確認書に基づく職員配置を依頼するとともに、京都市情報館に掲載していた確認書を訂正した。
- ④ その後、対象園に対して、誤った確認書に基づく職員の配置など影響の有無を確認してきたところ、以下の4園から、給付費加算の申請機会の逸失や過剰な人件費の支出といった影響があった旨の申し出があった。

2 対象園

コドモのイエ幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園、幼稚園型認定こども園太秦幼稚園（※）

※ 影響が生じた当時は新制度幼稚園であり、以下「太秦幼稚園」とする。

3 対象園への影響

誤った確認書を用いて毎月の職員の過不足等を確認していた対象園は、当該確認書に表示される過大な必要職員数に基づき職員配置を行っていたため、以下の影響が生じることとなった。

(1) 給付費加算の申請機会の逸失（コドモのイエ幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園）

給付費には、職員配置に関して複数の加算制度があり、各園は、基本的な必要職員数を超えて職員を配置したうえで、本市に対して加算申請を行い、認定を受けて給付費加算を受給することができる。

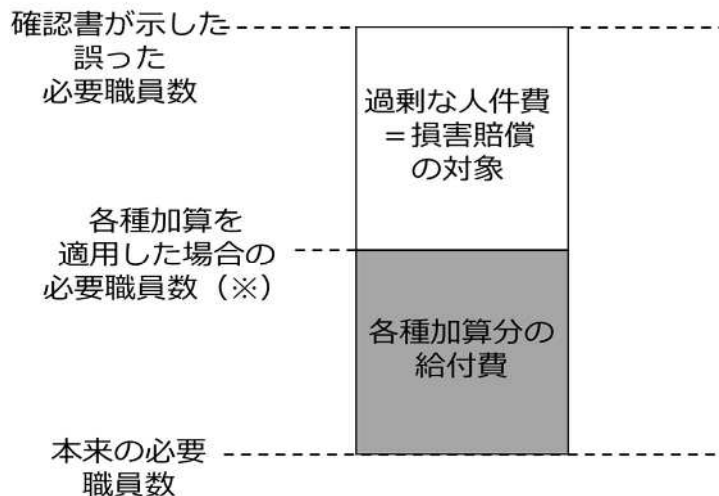
コドモのイエ幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園においては、本来、加算申請が可能な職員数を配置していた期間があったにもかかわらず、確認書が過大な必要職員数を表示したために申請不可と理解し、加算申請の機会を逸失して未取得の加算（以下「未取得給付費」という。）が発生した。

なお、太秦幼稚園については、確認書が表示した過大な必要職員数を更にも上回って職員を配置しており、既に各加算について申請し、支給済みのため、未取得給付費は存在しない。

(2) 過剰な人件費の支出（コドモのイエ幼稚園、高倉幼稚園、太秦幼稚園）

コドモのイエ幼稚園、高倉幼稚園、太秦幼稚園においては、給付費加算を適用した必要職員数を超える職員数を雇用し配置していた期間があり、過剰な人件費支出が発生した。

<参考：(1)と(2)のイメージ>



※ 各種加算は、職員の加配を条件に受給するものであるため、その分「正しい必要職員数」が増加する。

4 今後の対応

(1) 未取得給付費の支払

誤った確認書に基づき、上記3(1)の申請の機会を逸していた給付費加算が発生した園に対して、各園からの申請を基に本市において速やかに遡及して支払う。

施設の名称	未取得給付費（円）
コドモのイエ幼稚園	3,162,720
洛東幼稚園	14,145,236
高倉幼稚園	1,846,480
合 計	19,154,436

(2) 損害の賠償

誤った確認書に基づき、前記3(2)の過剰な人件費支出が発生した園に対しては、損害を賠償する。損害賠償の額の決定については、市会の議決が必要であることから、令和5年11月市会に関連議案を提出する。

なお、損害の始期及び終期、損害賠償の額の計算方法については、各園が立証する損害について交渉を重ねたうえで合意している。

施設の名称	損害期間 ^{※1}		損害期間内に 過剰雇用した 職員数 ^{※2} (人月 ^{※3})	合計 (円)	本給、 手当等 (円)	雇用保険等の 事業主負担分 (円)
	始期	終期				
コドモのイエ 幼稚園	R2.7	R4.3	0.2	52,116	46,289	5,827
高倉幼稚園	R2.4	R4.8	3.0	704,020	621,783	82,237
太秦幼稚園	R2.6	R4.3	24.8	6,033,592	5,183,274	850,318
合 計			28.0	6,789,728	5,851,346	938,382

※1 「始期」は各園が必要職員数の確認に誤った確認書を用いた時点、「終期」は各園において損害が終了したと申立てのあった時点となる。

※2 職員数は、非常勤職員の勤務時間数を常勤職員の同時間数で割って常勤換算するため、小数点以下が生じる。

※3 毎月の必要職員数を計算するという確認書の運用に則り、過剰雇用した職員数を月毎に計算したうえで、それを合計したもの。

【参考】未取得給付費と損害額の合計

(単位：円)

施設の名称	合 計	未取得 給付費	損害額
コドモのイエ幼稚園	3,214,836	3,162,720	52,116
洛東幼稚園	14,145,236	14,145,236	0
高倉幼稚園	2,550,500	1,846,480	704,020
太秦幼稚園	6,033,592	0	6,033,592
合 計	25,944,164	19,154,436	6,789,728

5 再発防止策

今回の事案は、確認書の作成業務に関して、組織的な情報共有や確認が十分に行われることなく公表に至り、また長期間にわたって誤りに気が付かなかったことが主な原因となって発生したものと考えている。

また、事案発覚後も、他業務による繁忙等を理由に、組織的な進捗管理が不十分であったため、対象園との協議・調整に相当な時間を要してしまったことについても、重大な反省点であると考えている。

今後、こうしたことのないよう、以下のとおり再発防止に努める。

(1) 組織的な業務管理及び進捗管理の徹底 <実施中>

本件事案のようなリスクをあらかじめ組織として把握・共有するとともに、リスクを未然に防ぐという観点も踏まえた適切な対応方針を検討したうえで、着実に業務を進捗させる必要がある。

このため、各種業務について、業務進捗の状況や課題、対応方針などの共有を図るため、定期的な職場ミーティング等を実施し、組織的な業務管理及び進捗管理を徹底する。

(2) 各種資料の組織的な確認の徹底 <実施中>

上記(1)の取組を徹底しつつも、更に本件事案のような確認漏れが繰り返し起こることの無いよう徹底する必要がある。

このため、対外的な公表や提供を行う各種資料については、必ず組織的な確認を経て公表や提供を行うことを徹底する。その際の資料確認は、複数人による確認を前提としつつ、資料作成の段階から、資料の内容等に応じた効率的かつ効果的な確認方法を組織的に検討・実行していく。

特に表計算ソフト（エクセル）で関数を使用した資料を確認する場合は、複数のパターンでシートの動作確認を行うなど、使用する関数に適した確認方法を検討・実行し、安定運用に努める。

(3) 業務分担の見直しや業務効率化 <実施中>

特定の担当に負担が偏ることのないよう、適宜、業務分担の見直しを行う。また、他都市事例等を参考に一部業務の委託化やシステム導入を検討するなど、職員の負担軽減に資する業務効率化を進める。

(4) 職員の意識向上の取組 <実施予定>

本件事案のようなケースは、他の所属においても起こり得る問題であり、局全体の課題として一人一人が担当する事務の目的や影響を認識する必要がある。

このため、年度当初の局基本研修やコンプライアンス推進月間等のあらゆる場面や機会を捉え、繰り返し意識付けを行う。

保育施設職員配置状況確認書(新制度幼稚園)※イメージ

施設名		各月初日入所児童数 (定員外及び他市町村児童を含む。)										当該施設に勤務する職員数 (各月初日時点)										過不足 (B)-(A)		
対象月	支給認定区分	定員	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	他市町村児童がいる場合は「○」を入力してください。	合計 ①	学級調整加配 ②	必要教職員数【基本単価】 ③ ①(配置基準により算出)~②の合計	主幹教諭専任化加算 ④	年齢別配置基準 ⑤	チーム保育加配 ⑥	園長の兼務状況(非専任の場合は必要教職員数に+1される) ⑦	本市補助事業による職員加配 ⑧ 特別支援教育振興補助加配教員	必要教職員数【基本単価+加配】 ③~⑧の合計 (A)	教職員			教育補助者【チーム保育加配職員としてのみ算定可】			教職員等の合計(ただし教育補助者は⑥チーム保育加配数が上限) ⑨~⑬の合計 (B)	
																	常勤 (園長は含めない。)	非常勤	非常勤教職員のうち常勤換算後の数 (様式10)	常勤	非常勤			教育補助者のうち常勤換算後の数 (様式2)
4月	1号	105		35	35	35		105	1	6.0	1	②		専任	2.0	13.0	10	3	2.0	0	0.0	12.0	-1.0	
5月	1号	105		35	35	35		105	1	6.0	1	②		専任	2.0	13.0	10	3	2.0	0	0.0	12.0	-1.0	

【年齢別配置基準】
①3歳児改善加算及び満3歳児対応加算
②3歳児改善加算のみ
③満3歳児対応加算のみ
④いずれも適用なし
上記のいずれかを入力してください。

チーム保育加配人数を入力

【障害児保育対策加配】
特別支援教育振興補助金による加配人数を入力してください

算定する場合には「1」を入力

①児童数や加算の取得状況が同じであるにも関わらず

②必要職員数が誤って過大に表示されるため
【誤】13名
【正】9名

③実際に配置している職員数との過不足も誤った結果となる。

施設名		各月初日入所児童数 (定員外及び他市町村児童を含む。)										当該施設に勤務する職員数 (各月初日時点)										過不足 (B)-(A)		
対象月	支給認定区分	定員	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	他市町村児童がいる場合は「○」を入力してください。	合計 ①	学級調整加配 ②	必要教職員数【基本単価】 ③ ①(配置基準により算出)~②の合計	主幹教諭専任化加算 ④	年齢別配置基準 ⑤	チーム保育加配 ⑥	園長の兼務状況(非専任の場合は必要教職員数に+1される) ⑦	本市補助事業による職員加配 ⑧ 特別支援教育振興補助加配教員	必要教職員数【基本単価+加配】 ③~⑧の合計 (A)	教職員			教育補助者【チーム保育加配職員としてのみ算定可】			教職員等の合計(ただし教育補助者は⑥チーム保育加配数が上限) ⑨~⑬の合計 (B)	
																	常勤 (園長は含めない。)	非常勤	非常勤教職員のうち常勤換算後の数 (様式10)	常勤	非常勤			教育補助者のうち常勤換算後の数 (様式2)
4月	1号	105		35	35	35		105	1	6.0	1	②		専任	2.0	9.0	10	3	2.0	0	0.0	12.0	3.0	
5月	1号	105		35	35	35		105	1	6.0	1	②		専任	2.0	9.0	10	3	2.0	0	0.0	12.0	3.0	